

四日市市指定管理者選定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市公の施設に係る指定管理者の指定に関する手続等に関する条例施行規則第4条に規定する四日市市指定管理者選定委員会について、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 四日市市における公の施設の指定管理者について公正な選定を行うため、四日市市指定管理者選定委員会を置く。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関し、審議するものとする。

- (1) 指定管理者の応募資格等の設定に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者から提案された事業計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。ただし、特別の事項を審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 委員及び臨時委員は、市長が委嘱する市民又は民間有識者及び市長が指名する市職員をもって充てる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員のうち5名以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議を開催するに当たり、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(委員の除斥等)

第8条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる場合は、委員会の審議に関与することができない。

- (1) 議事の対象となる法人その他の団体の代表者、理事又は役員その他の直接の

利害関係者であるとき

(2) その他議事の公正を妨げるおそれがあるとき

2 委員及び臨時委員は、前項に規定する場合のほか、公正を妨げるべきおそれがあると判断するときは、各委員会の承認を得て、当該議事を回避しなければならない。

(委員会の複数設置)

第9条 委員会は、選定施設数が多い場合その他選定の効率化を図る必要がある場合には、第2条に定める委員会を複数設置することができる。

2 複数設置された委員会（以下「各委員会」という。）の審議事項、組織及び運営等については、前6条の規定を準用する。

(委員会複数設置の場合の連絡会議の設置)

第10条 前条の規定により設置した各委員会における選定基準等の調整を図るため、各委員会の委員長で構成する四日市市指定管理者選定委員会委員長連絡会議を置く。

(守秘義務)

第11条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 委員会（各委員会が設置された場合を含む。以下同じ。）の庶務は、指定管理者の選定を行う施設を所管する所属及び財政経営部行財政改革課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。